

別紙

仕様書【案件２ 三原市東部共同調理場 外 21 施設】

	区分	仕様内容	
1	契約電力 (kW) 予定使用電力量 (kWh)	別添資料「予定契約電力・予定使用電力量一覧」のとおり ただし、予定使用電力量は、発注者の都合により変動することができるものとする。	
2	契約電力の決定	契約電力が 500kW 未満の 需要場所	その 1 月の 30 分最大需要電力と前 11 月の最大需用電力のうち、いずれか大きい値とする。
		契約電力が 500kW 以上の 需要場所	契約電力の変更が必要になったときは、 発注者、受注者協議の上変更する。
		契約電力が 500kW 以上の需要場所において、発注者が、前項の規定によらないで契約電力を超えて電気を使用した場合の契約超過金は、受注者の責めにより生じたときを除き、発注者は、契約超過金として受注者の電気契約要綱等に基づき算定した金額を受注者の指定する期限までに支払うものとする。	
3	供給電気方式	交流 3 相 3 線式	
4	標準電圧	6, 0 0 0 V	
5	標準周波数	6 0 H z	
6	受電方式	1 回線受電	
7	標準力率	1 0 0 %	
		当該月の力率が 8 5 % を上回る場合は、その上回る 1 % につき基本料金を 1 % 割り引き、該月の力率が 8 5 % を下回る場合は、その下回る 1 % につき基本料金を 1 % 割り増す。	
8	供給期間	令和 8 年 4 月 1 日 0 : 0 0 から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0 まで	
9	検針方法	自動検針記録（検針日は原則毎月 1 日とするが、1 日以外を設定する場合は協議に応じる。）	
10	電力量計 （自動検針装置）	中国電力ネットワーク株式会社の仕様による電力需給用複合機（通信機能付）	
11	需給地点	引き込み	
12	保安責任分界点	需給地点に同じ	
13	財産分界点	需給地点に同じ	
14	事故・災害時の電力の確保	電力供給側の事故や災害により、需要場所への電力供給が停止した場合には、業務に支障が生じることがないように努めること	
15	その他	・ 受注者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費については、受注者の負担とする。 ・ その他必要な事項については、中国地方の旧一般電気事業者が定める電気契約要綱等による。	